



集中治療室で救命治療を受け  
る意識不明の患者。時折、瞳  
孔反応の検査が行われる／写  
真提供：共同通信社

## Topics 臓器移植法を巡る論議

ニュースを読み解く

6

# 脳死は本当に人の死 なのか

## 議論高まる二つの死

- ①臓器移植法  
年6月に成立、  
脳死者からの臓  
器移植への道が  
開かれることにな  
った。法案審  
議の最大の争点  
となつたのは、「脳死は人の死か」  
といふ点。従来いわれる死は心臓  
が止まつて（心臓死）から脳がそ  
れが出現する可能性を否定しきれ  
ないと、「基準を貞直す道を確保  
しておべき」と主張する。
- ②移植医療のため、死体（脳  
死した者の身体を含む）から臓器  
を摘出できる。  
死した者の身体を含むから臓器  
を摘出できる。
- ③脳死判定、臓器摘出は本人が  
生存中に臓器提供の意志を書面で  
表示し、かつ家族が拒まないとき。  
または家族がないときに限る。
- ④脳死判定には、移植医以外の  
2人以上の医師があり、2人以  
上の医師の判断の一致が必要。
- ⑤脳死判定の記録を作成し、  
5年間保存するとともに、家族側  
に提出する。
- ⑥脳死判定は3年後に見直す。

の機能を失うものだが、人工呼吸器の出現により心臓だけを動かすことが可能になった。そのため、脳が機能を停止してから心臓が止まるという逆方向に進む新しい死、脳死が登場した。

結局、臓器移植法では、臓器提供の意思表示があつた場合のみ脳死を人の死とするという「二つの死」を認める筋肉の決着となつた。

臓器移植でしか命が助からない患者や支援者から「待ち望んでいた法律」と歓迎の声が上がる一方、疑義を唱える声も根強くある。それは、脳死の科学的根拠を認めつつ、しかし、それを「人間の死」とするかどうかは別問題とする考え方である。「死は医学的事実を越えた文化的、社会的、歴史的概念であり、『脳死は人の死』とすることに日本人の死生観はなじまない」という主張が代表される。脳死患者は人工呼吸器をつけている限り、心臓は動き体も温かい。そういう患者を前にして、一般人特に家族が「脳死ですから」「死りました」といわれて、それを受け入れることができるという意見がめだつ。

こうした批判のあさを指摘し、

## 脳死の定義に信頼性はあるのか

脳死について社会的コンセンサスができるいない日本では、法律化は時期尚早という主張もある。これについては「臓器移植を求める患者・家族は社会的にはいつも少數派。コンセンサスに根拠を求める限り、臓器移植を望む声は常にはじき出される」という意見が対置される。

なにをもつて脳死と認めるかと

いう定義にもさまざまな議論がある。臓器移植法では、1985年に出された竹内基

## 肉体と精神を分けることができるか

脳低体温療法という最新の治療法で脳死寸前の患者を多数生還させた救命救急センターの医師は、竹内基準の現時点での有効性を認めながらも、将来、この基準で脳死と判定されたあとでも助かる患者が出現する可能性を否定しきれないとして、「基準を貞直す道を確保しておべき」と主張する。

脳死が本当に人の死なのかといふ根本的な問い合わせもある。ある識者は、脳死の女性が出産した例を挙げて、

「人間は肉体と精神から成り立つており、肉体と精神を統一するのは、脳死ではない」といった考え方は、脳であり、したがって脳の死は人の死なのかいといふ根本的な問い合わせもある。ある識者は、脳死の女性が出産した

う考え方である。

そのほか、臓器移植法について可能性のある患者を葬り去る危険性に対し、臓器移植推進派は「竹内基準は世界で最も厳しい基準であり、その危険はない」と退ける。それに対し、臓器移植推進派は「竹内基準では蘇生の可能性はある」と指摘する識者もいる。その対して、臓器移植推進派は「竹内基準では蘇生の可能性はない」と退ける。

は、「死を法律で決めることができるのか」という疑問や、脳死を理由に早めに治療が打ち切られる危険性を懸念する声もある。

25

- ①臓器移植法  
5. 脳死判定の書面に虚偽の記載をした者は、3年以下の懲役が50万円以下の罰金を科す。
- 6. 臓器移植法は3年後に見直す。
- ②移植医療のため、死体（脳死した者の身体を含む）から臓器を摘出できる。
- ③脳死判定、臓器摘出は本人が生存中に臓器提供の意志を書面で表示し、かつ家族が拒まないとき。または家族がないときに限る。
- ④脳死判定には、移植医以外の2人以上の医師があり、2人以上の医師の判断の一一致が必要。
- 5. 脳死判定の書面に虚偽の記載をした者は、3年以下の懲役が50万円以下の罰金を科す。
- 6. 臓器移植法は3年後に見直す。
- ⑤脳死判定の記録を作成し、5年間保存するとともに、家族側に提出する。
- ⑥脳死判定は3年後に見直す。

死は過程で  
あって  
「点」ではない

そもそも死とは  
なにか、また死  
をだれが決める  
のかは、脳死問  
題が生じるまで  
はシリアルスなこ

○識者はいつ考へる

人の死を  
法律で  
決めることが  
できるのか

じそ、死の定義を定める法律を必要としなかつた。ただ、墓地、埋葬等に関する法律が「埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間経過した後でなければ、これを行つてはならない」と定め、死の確實な判定を要求しているのみである。

死は確実なところで判定すれば十分であつたから、その時期は必ずしも「点」である必要はないかつた。医学的・生物学的にも、生も死も一つの過程であつて「点」でないことが是認されてきた。「生きてこることは死につつある」とだ

ところは、医学的・生物学的にも、また、哲学的・人生論的にも正しい。ここまでは生であり、ここからは死であるといつ「点」を決めることはできないのである。

ただし、死亡時期がいつかがり刑法上殺人罪の成否を左右したり（生者を撃つたが、死者を撃つたなど）、民法上相続権の有無を左右することがある。そうした法的に問題があるときのみ、医師の判定を参考にして、最終的には裁判所が「点」としての死亡時期を判定してきた。

とに寄与しなければならない。臓器移植のために、通常考えられてきた人の死の時期を早めるとしたら、それは医学の進歩への逆行であり、そこに臓器移植法の不幸の原点がある。しかも、「この死の「原点」も現在では脳機能の不可逆的停止時刻（Point of no return）とされているが、今後の医学の発達で可逆性となる可能性は十分にある。

『孝經』に「身体虧焉はづぶこれを父母おやしに受うけく、あえて毀傷きしようせざるは孝の始はじめなり」とあるように、身体の完全性は自分で処分できるものではない。それだけ大きな法益として認められている。

死と自由に選ぶことができるようになつたことにある。しかし、本来命は自分でその行方を決めて

---

# 人の死は 生者との関係で 成り立つ

臓器移植法の特徴の一つは、臓器提供を希望する場合に限つて脳死を人間の死としたこと、つまり脳死と心臓

要とされているが、人の命を自由にできない以上、本人の意思があるとしても、刑法論議上は同意（嘱託）殺人の違法性がなくなるわけではある。まして本人の意思が不明であれば、家族の同意があつても殺人であることに変わりはない。

命も死も本人だけのものではない。死は家族、友人、その人がいた組織、社会の中に位置づけられ

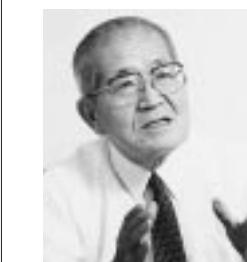
界に対する国民の不信がなくなれば、移植に関する国民の眞のコンセンサスも得られるだらう。移植を待つ患者の命も大切だが、脳死と判定された臓器提供者の命を粗末にしてよいことにはならない。私は「滅びゆく命は、生存率が少しでもある命のために捧げるべき」と合理的に割り切ることはできない。

ニュースを読み解く

## 臓器移植法を巡る論議



The image shows the front cover of a book. The title '脳死と臓器移植' is at the top in large, bold, black characters. Below it, '岩波書店' (Iwanami Shoten) is written in smaller characters. The background of the cover is a grainy, black-and-white photograph of what appears to be a field or a group of people.



**藤永幸治** Fujinaga Yukio  
京都大法学部卒、ミシガン大ローマ最高検刑事部長などを経て、東京大教授。慶應大法学部講師を著書に『現代検察の理論と課題』『特捜検察の事件簿』(講談社)など。  
『注解特別刑法』(青林書院)など。

臓器移植法の特徴の一つは、臓器提供を希望する場合に限って脳死を人間の死としたこと、つまり脳死と心臓ふしことができるようある。しかし、その行方を決めて

要とされているが、人の命を自由にできない以上、本人の意思があるとしても、刑法論議上は同意（嘱託）殺人の違法性がなくなるわけではある。まして本人の意思が不明であれば、家族の同意があつても殺人であることに変わりはない。命も死も本人だけのものではない。死は家族、友人、その人がいた組織、社会の中に位置づけられ

**藤永幸治** Fujinaga Yukitami  
京都大法学部卒、ミシガン大ロー・スクール修了。  
最高検刑事部長などを経て、東京高検検事長に。  
退官後、帝京大教授、慶應大法学部講師も兼任。  
著書に「現代検察の理論と課題」(信山社出版)、  
『特捜検察の事件簿』(講談社)、共編書に  
『注解特別刑法』(青林書院)など。

界に対する国民の不信がなくなれば、移植に関する国民の眞のコンセンサスも得られるだらう。移植を待つ患者の命も大切だが、脳死と判定された臓器提供者の命を粗末にしてよいことにはならない。私は「滅びゆく命は、生存率が少しでもある命のために捧げるべき」と合理的に割り切ることはできない。

重要だ。家族の気持ちも痛い以上に理解できる。だが、提供者の意もまた重要である。<sup>◎</sup>和田教授によると心臓移植の際に見られた患者と提供者の手術とその記録の正当性に対する疑問など、医師に対する不信もまだ解消されてない。医学

The image shows the front cover of a book. The title '脳死と臓器移植' is printed at the top in large, bold, black characters. Below the title, it says '岩波書店' (Iwanami Shoten). The central part of the cover features a black and white photograph of a textured surface, possibly a brain or tissue sample under a microscope. At the bottom left, there is some smaller text and a logo.



推荐图

The image shows the front cover of a book. The title '脳死と臓器移植' is at the top in large, bold, black characters. Below it, '岩波書店' (Iwanami Shoten) is written in smaller characters. The background of the cover is a grainy, black-and-white photograph of a field or forest.

死  
中央公論社

⑥和田心臓移植事件  
68年8月、札幌医大の和田寿郎教授（当時）が国内で初の心臓移植手術を実施した。その後、「臓器提供者には本当に死状だったのか」「心臓を移植された患者は本当に移植が必要なほど重症だったのか」といった疑問が出され、和田教授は殺人容疑で告発されたが、不起訴になつた。

(4) 不可逆的停止時期（Point of no return）  
脳障害の程度が進み、それ以上悪化しないならば、いくら治療しても機能回復が絶望的となるポイント。